

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1445号から第1462号まで)

平成29年11月24日

横情審答申第1445号から第1462号まで

平成29年11月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年11月22日建建安第894号、平成28年12月14日建建安第1007号、平成28年12月14日建建安第1010号、平成28年12月14日建建安第1013号、平成28年12月28日建建安第1077号から第1079号まで、平成29年2月9日建建安第1230号、平成29年3月2日建建安第1370号、平成29年3月31日建建安第1549号及び平成29年5月17日建情第310号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、別表3に掲げる日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

なお、本件審査請求は18件の審査請求からなり、諮問件名の一覧は別表1のとおりである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、別表2の「一部開示とした理由」欄に要約される。

なお、本件審査請求文書は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日。以下「先例答申」という。）の対象とされた審査請求文書と同一であり、それぞれの審査請求に対して、先例答申と同様の説明を行っている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、別表2の「本件に係る審査請求人の主張」欄に要約される。

5 審査会の判断

(1) 建築相談に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合には建築局建築指導部建築情報課（平成22年度から平成28年度まで。平成29年度以降は建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。そ

の後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（平成22年度から平成28年度まで。平成29年度以降は建築局建築指導部建築指導課。以下「建築安全課」という。）に提供して相談案件を引き継ぎ、建築安全課では初期指導を行っている。

なお、本件審査請求文書が作成された平成20年度当時は、平成17年度に都市計画局と建築局が再編成され、都市整備局とともに新設されたまちづくり調整局が本件建築相談に係る事務を所掌しており、まちづくり調整局建築審査部建築審査課が、建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成20年10月10日に旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、平成20年10月21日に現地調査を行い、現場で写した写真の写し及びその調査結果を含めて作成した建築相談票・引継票の写しである。当該写しは、平成20年10月22日に建築審査課に引き継がれている。

(3) 本件処分に係る実施機関からの説明

本件処分に係る状況について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 本件審査請求文書は、先例答申の対象行政文書と同一であり、その後の特段の事情の変化も認められないことから、先例答申と同様に、個人の名前等の部分を条例第7条第2項第2号に該当するため非開示とし、本件審査請求文書全体について一部開示とした。

イ 審査請求人は、同一の行政文書を対象として、繰り返し開示請求及び審査請求を行っている。本件審査請求に係る開示請求においては、全てについて写しの交付を請求している。それにもかかわらず、条例第18条第2項に規定された写しの作成及び送付に要する費用を負担することなく、一部開示決定通知書の受領後に審査請求を行っている。

(4) 本件審査請求文書の特定及び条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件審査請求文書について、当審査会が確認したところ、当該文書は先例答申の対象行政文書と同一であり、実施機関の行った文書特定に誤りは認められなかった。

イ さらに、本件審査請求文書を見分したところ、本件処分における開示、非開示

の判断は先例答申と同様であり、かつ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

したがって、本件審査請求文書のうち、実施機関が非開示とした個人の名前等の部分については、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) その他

ア 審査請求人は、先例答申と同一の行政文書を対象として、特段の事情の変化が無いにもかかわらず繰り返し開示請求及び審査請求を行っているが、このようなことは結果として実施機関の業務遂行の停滞を招いているといえる。

イ また、審査請求人は「条例の適用通り、情報公開法に基づいて全部開示すべき。」と主張する。

この主張について、審査請求人は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて全部開示すべき。」と主張していると考えられるが、同法第2条に規定される行政機関は内閣府等の国の機関であって、横浜市は情報公開法に規定される行政機関には含まれない。

ウ 審査請求人は条例第34条に基づき開示すべきと主張するが、同条は開示請求者が条例第6条第1項第2号の行政文書の特定ができるよう、実施機関に情報の提供などを義務付けるための規定であり、当該規定を根拠に、非開示とされた情報について一律に開示すべきという審査請求人の主張は適当ではない。

そのほか、審査請求人が他に開示の根拠と説明している条例第3条、第5条、第10条及び第11条は、いずれも開示、非開示に係る判断についての規定ではなく、これらに基づき開示されることが妥当という審査請求人からの主張もまた適当ではない。

エ さらに、本件処分に係る開示の実施にあたって、実施機関は開示請求書の様式中において開示請求者自らが希望する開示の実施方法を選択できることとしているが、審査請求人は全てについて写しの交付を選択している。

写しの交付については、条例第18条第2項において「第16条第1項の規定により写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。」とされている。審査請求人の当該費用を負担することなく、写しの交付を受けず、非開示情報に黒塗りを施していること等を理由として、文書の受領を拒否している行為は、情報公開制度の適

切な利用とは認められない。

オ これらの点を踏まえ、審査請求人においては、情報公開制度の趣旨を踏まえた適正な利用を望むものである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1 諮問件名一覧

答申番号	諮問件名
答申第1445号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1446号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1447号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1448号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1449号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1450号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1451号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1452号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1453号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1454号から第1458号まで	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の5件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1459号から第1461号まで	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の3件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1462号	「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

別表2 本件審査請求文書

答申番号 決定	本件審査請求文書 本件審査請求文書において非開示とした部分 (非開示とした根拠規定)	本件に係る審査請求人の主張 一部開示とした理由
第1445号	建築相談票・引継票 (平成20年10月10日)	建築局は、平成4年4月には条件付きの誓約書を書かせ、平成4年7月には私有地と謝罪し検査結果を金融公庫へ送付している。黒塗り隠ぺいの意図はわかるが、条例の適用通り、情報公開法に基づき全部開示することが妥当である。
一部開示	建築相談票・引継票(平成20年10月10日)のうち、個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図 (条例第7条第2項第2号)	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1446号	答申第1445号と同じ	実施機関は、写真上のナンバープレートなどと他人の家の車を写した上に22か所を黒塗りした上で、開示をし未だに虚言でしのごうとしている。正当文書を条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施することが妥当である。
一部開示	答申第1445号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1447号	答申第1445号と同じ	実施機関は道路も無く何ら違反の無い敷地に対し違反勧告した際の虚偽文書であることと、実施機関は現地確認をしなかったにも関わらず、10月21日に現地を確認し写真も写したと虚言を言い、虚言だと何度も念を押した上で分かりやすく資料を請求した。該当箇所を黒塗り隠ぺいを施し、一部開示決定されたが、条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である。
一部開示	答申第1445号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。

第1448号	答申第 1445 号と同じ	実施機関は、訴訟相手の代理人に虚偽証拠書を作成したことが訴訟法廷で陳述され発覚している。更に添付通知書の個人の名前他を黒塗りし隠ぺいした。条例第34条の規定を実行する気なく、黒塗りをし一部開示されるとは悪質。条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である。
一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1449号	答申第 1445 号と同じ	本件においては計 22 か所を黒塗りし、隠ぺいし判読不能にしているが、全部開示を求める。職員Aは平成 26 年特定月日の返書で「出鱈目ではありません。」と言わせたと記載があるが、今また、職員Aは「証拠はその都度作るのだよ。」と職員Bに言わせたり「平成4年に道路審議票が作られていた。」との虚言の正当化を謀ろうとしたので、謝罪を求めた文書を送付した。「謝罪しません」と回答が有った。建築局特定部長となった職員Aが一部開示とする理由は全くない。実施機関は条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である。 実施機関は、業務遂行を怠ったにも関わらず、内容を読み取れないように、個人の名前、住所、所在地に黒塗りを施し、何処の誰にあてた文書かを読み取れない様にした上で開示されるから受領を拒否している。
一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1450号	答申第 1445 号と同じ	本件においては計 22 か所を黒塗りし、隠ぺいし判読不能にしているが、全部開示を求める。職員Aは平成 26 年特定月日の返書で「出鱈目ではありません。」と言わせたと記載があるが、今また、職員Aは「証拠はその都度作るのだよ。」と職員Bに言わせたり「平成4年に道路審議票が作られていた。」との虚言の正当化を謀ろうとしたので、謝罪を求めた文書を送付した。「謝罪しません」と回答が有った。建築局特定部長となった職員Aが一部開示とする理由は全くない。実施機関は条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である。 実施機関は、業務遂行を怠ったにも関わらず、内容を読み取れないように、個人の名前、住所、所在地に黒塗りを施し、何処の誰にあてた文書かを読み取れない様にした上で開示されるから受領を拒否している。

一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1451号	答申第 1445 号と同じ	本件においては計 22 か所を黒塗りし、隠ぺいし判読不能にしているが、全部開示を求める。 職員Aは平成 26 年特定月日の返書で「出鱈目ではありません。」と言わせたと記載があるが、今また、職員Aは「証拠はその都度作るのだよ。」と職員Bに言わせたり「平成4年に道路審議票が作られていた。」との虚言の正当化を謀ろうとしたので、謝罪を求めた文書を送付した。「謝罪しません」と回答が有った。建築局特定部長となった職員Aが一部開示とする理由は全くない。実施機関は条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である。 実施機関は、業務遂行を怠ったにも関わらず、内容を読み取れないように、個人の名前、住所、所在地に黒塗りを施し、何処の誰にあてた文書かを読み取れない様にした上で開示されるから受領を拒否している。
一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1452号	答申第 1445 号と同じ	実施機関は、請求文書とは異とする標題を勝手に謳い、連結した文書は非開示により隠ぺいしているが、請求通りの文書原議一式写しの開示を求める。
一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1453号	答申第 1445 号と同じ	実施機関は、請求文書とは異とする文書を標題にしたうえで記載し謳っているが、請求通りの文書原議一式写しを開示するよう求める。
一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1454号から第1458号まで	答申第 1445 号と同じ	審査請求人が開示請求をした案件に対し、実施機関は、請求案件を異にした文書を標題にしているが、請求通りの文書原議一式写しを開示するよう求める。

一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1459号から第1461号まで	答申第 1445 号と同じ	実施機関が異文書を標題にして行った一部開示決定の処分を取り消し、正規文書名による正規文書の開示を求める。情報公開法の条例3条、5条、10条、34条等に基づき開示されることが妥当である。
一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
第1462号	答申第 1445 号と同じ	実施機関に対し写真を特定した上で請求しているにも関わらず、実施機関は「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」及び「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」のうちの写真」と謳って印刷絵に年月日を偽造印字した上で、請求していない捏造した文書と共に、平成29年特定月日付で行った一部開示決定の処分を取り消し、請求に基づいた写真文書の開示を求める。 請求者が特定した写真文書を、実施機関は情報公開法の条例3条、5条、10条、11条、34条等に基づき開示されることが妥当である。
一部開示	答申第 1445 号と同じ	平成20年10月10日に旭区旭土木事務所より旭区白根について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、非開示とした部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。

別表3 本件審査請求に係る開示請求日、審査請求日、開示等決定日ほか

答申番号 (諮問に係る文書番号)	開示請求日	審査請求日	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
	決定	開示等決定日	諮問書及び弁明書の写し受理日	審査請求人の意見書受理日	
答申第1445号	平成28年 7月19日	平成28年 10月24日	平成28年 12月20日 第298回	平成29年 1月17日 第306回	平成28年 12月22日 第205回
(平成28年度 建建安第894号)	一部開示	平成28年 8月5日	平成28年 11月22日	平成28年 12月26日	

答申第1446号 (平成28年度 建建安第1007号)	平成28年 7月28日 一部開示	平成28年 11月14日 平成28年 8月16日	平成28年 12月20日 第298回 平成28年 12月14日	平成29年 1月17日 第306回 平成29年 1月16日	平成28年 12月22日 第205回
答申第1447号 (平成28年度 建建安第1010号)	平成28年 7月28日 一部開示	平成28年 11月14日 平成28年 8月16日	平成28年 12月20日 第298回 平成28年 12月14日	平成29年 1月17日 第306回 平成29年 1月16日	平成28年 12月22日 第205回
答申第1448号 (平成28年度 建建安第1013号)	平成28年 7月28日 一部開示	平成28年 11月14日 平成28年 8月16日	平成28年 12月20日 第298回 平成28年 12月14日	平成29年 1月17日 第306回 平成29年 1月16日	平成28年 12月22日 第205回
答申第1449号 (平成28年度 建建安第1077号)	平成28年 10月24日 一部開示	平成28年 12月2日 平成28年 11月11日	平成29年 1月14日 第299回 平成28年 12月28日	平成29年 1月30日 第307回 平成29年 1月30日	平成29年 1月19日 第206回
答申第1450号 (平成28年度 建建安第1078号)	平成28年 10月24日 一部開示	平成28年 12月2日 平成28年 11月11日	平成29年 1月14日 第299回 平成28年 12月28日	平成29年 1月30日 第307回 平成29年 1月30日	平成29年 1月19日 第206回
答申第1451号 (平成28年度 建建安第1079号)	平成28年 10月24日 一部開示	平成28年 12月2日 平成28年 11月11日	平成29年 1月14日 第299回 平成28年 12月28日	平成29年 1月30日 第307回 平成29年 1月30日	平成29年 1月19日 第206回
答申第1452号 (平成28年度 建建安第1230号)	平成28年 12月21日 一部開示	平成29年 1月10日 平成29年 1月6日	平成29年 2月28日 第300回 平成29年 2月9日	平成29年 2月24日 第309回 平成29年 3月13日	平成29年 2月16日 第208回
答申第1453号 (平成28年度 建建安第1230号)	平成28年 12月28日 一部開示	平成29年 1月17日 平成29年 1月13日	平成29年 2月28日 第300回 平成29年 2月9日	平成29年 2月24日 第309回 平成29年 3月13日	平成29年 2月16日 第208回
答申第1454号から 答申第1458号まで (平成28年度 建建安第1370号)	平成28年 12月6日 一部開示	平成29年 1月31日 平成28年 12月22日	平成29年 3月28日 第301回 平成29年 3月2日	平成29年 4月4日 第311回 平成29年 4月3日	平成29年 3月16日 第210回

答申第1459号から 答申第1461号まで (平成28年度 建建安第1549号)	平成29年 2月20日	平成29年 3月13日	平成29年 4月25日 第302回	平成29年 4月27日 第313回	平成29年 4月20日 第212回
	一部開示	平成29年 3月10日	平成29年 3月31日	平成29年 4月3日	
答申第1462号 (平成28年度 建情第310号)	平成29年 3月31日	平成29年 4月21日	平成29年 6月30日 第304回	平成29年 6月23日 第317回	平成29年 6月15日 第215回
	一部開示	平成29年 4月13日	平成29年 5月17日	平成29年 6月2日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年7月14日 (第318回第二部会)	・ 審 議
平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・ 審 議
平成29年9月22日 (第322回第二部会)	・ 審 議
平成29年10月13日 (第323回第二部会)	・ 審 議

※答申別の弁明書の写し及び意見書の受理日等については、別表3のとおり